

平成 20 年

第 3 回市議会定例会 議案第 12 号

函館市恩給条例および函館市消防団員等公務災害補償条例

の一部を改正する条例の制定について

函館市恩給条例および函館市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 8 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市恩給条例および函館市消防団員等公務災害補償条例

の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

- (1) 函館市恩給条例（昭和 28 年函館市条例第 28 号）第 8 条第 1 項
ただし書
- (2) 函館市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年函館市条例第 8 号）第 3 条ただし書

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

株式会社日本政策金融公庫が成立し、国民生活金融公庫が解散するのに伴い規定を整備するため